

## 要 旨

本論文は、一般企業の農業参入及び農業経営への参画について、その農業経営実態と農業経営を行う地域農業・経済構造を踏まえて明らかにするものである。

本論文で取り上げるのは、農地リース制度により農業参入を行った一般企業と、出資等により一般企業が経営に参画する農業生産法人である。この農業生産法人は、自ら農業生産法人要件を満たした一般企業も含める。

一般企業は、従来、農業者との契約栽培等により農業部門への関与を進めてきた。だが、農業者の高齢化等による離農が進む中で、一般企業が農業生産法人に出資等を行い、農業経営に参画する形態も展開されてきた。

一般企業の農地利用を伴う農業への参入が可能になったのは、構造改革特区に基づく農地リース制度の創設によるものである。農地リース制度は、その後「特定法人貸付事業」、「解除条件付き農地貸借」と制度が改正する中で、その適用範囲を拡大してきた。この農地リース制度は、悪化が進む地域農業構造に対する新たな担い手及び農地の管理主体として一般企業を位置づけたものである。同時に、農業分野における規制緩和及び地方から提案する施策ともみられた。しかし、農地リース制度は農業団体等から農地制度の根幹をゆるがすものとして強い反対があった。一方、国際化と公共事業削減の下で、国・地方等の行政側と建設業等の企業側は、農業を新たな産業として期待した。

また、一般企業の農業参入は、大手料飲店チェーンや大手流通業等による参入事例が注目された。しかし、農地リース制度による一般企業の農業参入実態を整理すると、その農業経営規模は小さく、農業参入を行う一般企業も建設業や食品業の地場企業が中心である。また、構造改革特区による農地リース制度を実施した市町村は、これらの農業参入を行う一般企業に食品加工・観光振興等を通じた地域振興を目指している。

そこで、本論文で取り上げる「農業参入又は農業経営に参画を行う一般企業」は、一部例外もあるが、地域に所在し、地場で事業を行ってきた一般企業である。これら農業参入を行う一般企業と、一般企業が経営に参画している農業生産法人の農業経営実態を分析することを目的とする。

本章の概略は以下の通りである。

第1章では、一般企業の農業参入及び農業経営への参画の論点となる農地制度、地域農業構造、その農業経営の実態に対する先行研究を整理した。

第2章では、一般企業の農業参入・農業経営への参画において適用される農業生産法人制度と農地リース制度の分析を行った。本章では、農地利用を伴う一般企業の農業経営への参画が、農地リース制度の創設以前に農業生産法人制度を通じて進んでいたことを明らかにした。また両制度は、制度の目的・形成過程が異なり、その違いが、一般企業の農業参入及び農業経営への参画における要件(制限)の違いを発生させ、参入・参画方法や農業経営の展開に影響を与えている。

第3章では、農地リース制度による農業参入を行う一般企業の動向と農地リース制度を導入した市町村の地域構造について分析した。農地リース制度による農業参入を行う一般企業の農業経営の規模は、地域農業構造を一変するようなものではない。また、農地リース制度を実施した地域は、農業者の高齢化等による担い手の脆弱化と農地の荒廃・減少が進んだ地域である。

第4章では、一般企業の農業参入及び一般企業が経営に参画する農業生産法人の農業経営について、アンケート及び聞き取り調査に基づいて分析した。アンケート調査及び実態調査によると、農業経営の課題は、①経営耕地の拡大、②農業技術・経営手法の確保、③農業生産物の高付加価値化と販売(独自販路の確立や再生産可能な販売単価の確保)の3点に整理することができる。また、実態調査から農業経営を分析すると、農業経営の内容・目的、営農年数、農業参入・参画を行う一般企業の業種により、課題

に対する対応方法、課題の優先順位は異なる。

第5章では、第4章で明らかになった農業経営の課題を踏まえた上で、これら農業参入を行う一般企業と農業生産法人の課題克服に必要な農業経営の取組、地域との間で必要な連携・協力関係について分析した。事例地域として新潟県糸魚川市、宮崎県都城市、鹿児島県南さつま市を取り上げた。糸魚川市、南さつま市は、中山間地域と畑作地帯であり、農地リース制度による一般企業の農業参入事例である。都城市は農業生産法人制度に基づき一般企業が経営に参画する農業生産法人の事例である。

糸魚川市では、農業参入を行う建設企業が、参入地域の地域組織との協力を通じて、経営耕地の拡大・集積、高付加価値農業への取組を行い、農業部門の収支の黒字化に成功している。都城市では、食品関連企業が経営に参画する農業生産法人が、農業生産物の高付加価値化・独自販路による有利販売に成功し、地域の畑作経営の中心的な担い手に成長している。この取組では、経営に参画する食品関連企業の経営資源を活用している。南さつま市は、市による一般企業の農業参入の誘致だけではなく、経営耕地の斡旋、農業技術取得、生産物の出荷先の確保に対する支援を行っている。しかし、撤退を行う一般企業も相次いでおり、行政による支援の限界について指摘できる。

以上から、一般企業の農業参入及び一般企業が経営に参画する農業生産法人は、地域農業、地域振興の担い手対策としての効果を果たしている。しかし、これら農業参入を行う一般企業、一般企業が経営に参画する農業生産法人の農業経営の確立には、幾つかの農業経営の課題を解決する必要がある。特に、地域との関係・影響が深い課題は経営耕地の課題である。これは、地域の農地の流動化等は、地域内の様々な制約・影響を受けるためである。また、農業技術の確保、農業生産物の高付加価値化や販売の課題では、都城市や南さつま市で独自の対応を行っている事例が見られた。一方、建設業の農業参入企業では、独自の対応に加えて、市町村や地元JA、

生産部会を通じて農業生産技術の確保や販路を獲得している。そのため、農業技術の確保、農業生産物の高付加価値化や販売の課題においても、地域と連携した取組を行うことも重要である。

農業参入企業及び一般企業が経営に参加する農業生産法人の継続的な農業経営の展開及び発展には、経営耕地の拡大、農業技術の確保、農業生産物の加工等による高付加価値化や販売先の確保が必要である。これらの取組は、地域の農地に関する課題を解消し、独自販路・加工等の取り組みは地域振興に結びつく。しかし、これら一般企業と農業生産法人の農業経営の展開には、地域との連携・協力が必要である。この地域との連携・協力関係を築くためには、市町村等の行政による支援も必要である。農業参入を行う一般企業及び一般企業が経営に参画する農業生産法人に新たな地域農業の担い手の役割を期待するならば、市町村が、これら一般企業及び農業生産法人が地元を受け入れられるよう協力する必要があるだろう。同時に、地域に受け入れてもらえるよう自らが努力をするように、これら一般企業及び農業生産法人を指導(場合によっては選択)することも必要だろう。その上で、農業参入を行う一般企業及び一般企業が経営に参画する農業生産法人の更なる農業経営の展開・発展のためには、農業経営を行う農業集落等の「地域」が主体的な受け入れ体制を構築することも必要である。